

都道府県労働局長 殿

労 働 基 準 局 長
(公 印 省 略)

都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について

労働災害の発生状況については、安全衛生行政及び事業者による自主的な安全衛生活動への取組みもあり、労働災害が多発していた昭和30年代後半と比較して、死亡者数が約6,000人から約1,000人へ、死傷災害についても約40万人から約11万人へと大幅に減少しているところである。

しかしながら、近年はその減少率が鈍化しており、これまでと同様の手法で現場実態を把握し、安全衛生施策を展開していくだけでは、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」の改革工程表に定める「2020年までに労働災害を30%削減する」との目標の達成が困難になることも予想されるところであり、これまで以上に効果的、効率的な行政の展開が求められているところである。

このため、都道府県労働局に労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置し、地域における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を都道府県労働局が策定する安全衛生に係る諸対策等に反映させていくこととしたので、下記に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

1 安全衛生専門家会議の設置について

(1) 趣旨

都道府県労働局が推進する安全衛生施策について、現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を設置し、地域における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を地域の安全衛生に係る諸対策に反映させていくこととする。

(2) 名称等

専門家会議の名称は、「〇〇労働局安全衛生労使専門家会議」とすること。

また、委員の名称は「〇〇労働局安全衛生専門委員」（以下「委員」という。）とすること。

（３）委員の構成及び委嘱等

委員は、労働組合及び使用者団体が推薦する現場実態に詳しい専門家、リスクアセスメントやメンタルヘルス等に詳しい労働安全・衛生コンサルタントや産業保健分野に精通した医師等で構成すること。

なお、委員の任期は２年とし、都道府県労働局長が別紙１の委嘱状により委嘱すること。

また、都道府県労働局ごとの委員の人数は、別紙２の範囲で委嘱することを原則とし、労働組合及び使用者団体の推薦者についても同数を原則とすること。

（４）議事等

専門家会議においては、地域の現場実態を知る委員から、以下の事項について意見聴取等を行うこと。

- ア 労働災害の再発防止策の検討等労働災害の防止に関すること
- イ リスクアセスメントの普及促進に関すること
- ウ 職場におけるメンタルヘルス対策に関すること
- エ 労働者の自殺防止対策に関すること
- オ 過重労働による健康障害防止に関すること
- カ 職場における受動喫煙防止対策に関すること
- キ 石綿等による職業性疾病の予防に関すること
- ク 安全衛生行政と地方自治体、関係団体等との連携に関すること
- ケ その他（現場に対する安全衛生パトロールの実施、集団指導への参画等）

（５）開催回数

開催回数については、年間２回を目安とするが、委員やその推薦団体の意向等各局の事情を考慮の上、増減して差し支えないこと。

なお、現場に対するパトロールの実施をもって専門家会議の開催として差し支えないこと。

（６）開催時期等

専門家会議の開催時期は、各局の事情等を考慮の上、適切な時期に開催すること。

なお、現場に対するパトロールの開催時期についても同様とするが、全国安全週間や全国労働衛生週間等の行事に併せて行うことが考えられること。

（７）専門家会議の議事進行

専門家会議は、地方労働審議会と異なり、特定の事案について議決を行う機関ではないことから、議事を総理する会長等は設置しないものであること。議事の進行は都道府県労働局が行い、上記（４）の事項について情報提供及び意見の聴取等を行うこ

と。

(8) 設置要綱等

以上をまとめた設置要綱（例）を別紙3により添付するので、第1回の専門家会議において、委員から設置要綱の了承を得ること。

2 その他

(1) 委員の報酬等について

委員の謝金については、別途指示するところにより支給すること。また、専門家会議やパトロール参加のための旅費についても、行政経費から支出すること。

(2) 委員の身分について

委員については、国の任命権者（都道府県労働局長）によって任命され、国の事務に従事し、その業務に見合う報酬を給付することから、非常勤の国家公務員であること。

(3) 専門家会議と地方労働審議会の関係について

専門家会議は、現場実態に詳しい専門家から安全衛生に特化した意見を聴取等するものである。

一方、地方労働審議会（労働災害防止部会）は公労使のそれぞれの代表の立場から雇用、労働条件、均等待遇等について審議いただくものである。

したがって、両者は、議事内容、委員の立場（専門家と公労使代表）、委員の現場実態に対する知見（専門性）等が異なるものであること。

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ 殿

平成22年12月27日付け基発1227第4号「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について」に基づき、貴殿を平成○○年○○月○○日までの間、○○労働局安全衛生専門委員として委嘱する。

平成○○年○○月○○日

○○労働局長 印

都道府県労働局別安全衛生専門委員数(別紙2)

	人数(人)
北海道	12
青森	10
岩手	10
宮城	12
秋田	10
山形	10
福島	10
茨城	10
栃木	10
群馬	10
埼玉	10
千葉	10
東京	16
神奈川	12
新潟	12
富山	10
石川	10
福井	10
山梨	10
長野	10
岐阜	10
静岡	12
愛知	14
三重	10
滋賀	10
京都	12
大阪	14
兵庫	12
奈良	10
和歌山	10
鳥取	10
島根	10
岡山	10
広島	12
山口	10
徳島	10
香川	10
愛媛	10
高知	10
福岡	12
佐賀	10
長崎	10
熊本	10
大分	10
宮崎	10
鹿児島	10
沖縄	10
合 計	502

都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について（例）

1 設置

都道府県労働局が推進する安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を設置し、地域における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を地域の安全衛生に係る諸対策に反映させていくこととする。

2 名称

名称は、「〇〇労働局安全衛生労使専門家会議」とする。

会議の構成員の名称は「〇〇労働局安全衛生専門委員」（以下「委員」という。）とし、都道府県労働局長が委嘱する。

3 構成

委員は、以下の者で構成する。

- (1) 労働組合推薦者
- (2) 使用者団体推薦者
- (3) その他労働局長が必要と認める者（労働安全・衛生コンサルタント、産業保健分野に精通した医師等）

4 議事等

会議においては、現場実態を知る専門家の立場から、以下の事項について意見を聴取する。会議で出された意見については、地域の安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするために活用する。

- (1) 労働災害の再発防止策の検討等労働災害の防止に関すること
- (2) リスクアセスメントの普及促進に関すること
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策に関すること
- (4) 労働者の自殺防止対策に関すること
- (5) 過重労働による健康障害防止に関すること
- (6) 職場における受動喫煙防止対策に関すること
- (7) 石綿等による職業性疾病の予防に関すること
- (8) 安全衛生行政と地方自治体、関係団体等との連携に関すること
- (9) その他（現場に対する安全衛生パトロールの実施、集団指導への参画等）